

○「職場における熱中症対策の強化について」

[【第175回労働政策審議会安全衛生分科会（資料）】](#)

検索

熱中症の恐れがある労働者を「早期に見つけ」、その状況に応じ「迅速かつ適切に対処する」ことにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の

『体制整備』『手順作成』『関係者への周知』

が事業者に義務付けられ、令和7(2025)年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます

- ① 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が、その旨を報告するための体制整備 及び 関係者への周知
- ② 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ丁寧な判断が可能となるよう、
 - ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先 及び 所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成 及び 関係者への周知



※ 現場の実態に即した具体的な対応を

対象となる作業

「WBGT（湿球黒球温度）28度 又は 気温31度以上の作業場 において行われる作業で、継続して1時間以上 又は 1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの」

(2025. 3. 28)

○「令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」が実施されます」 ～暑さ指数(WBGT)の把握、熱中症を重篤化させないための措置、有訴者への特段の配慮～

[【厚生労働省ホームページ：ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2025年2月 > 令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します】](#)

厚生労働省では、職場における熱中症予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

【令和7年度 重点事項】

- [1] 暑さ指数 (WBGT) の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、
- [2] 熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと、

[3] 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうこと

について特に重点的に呼びかけます。

[☞ 実施要綱](#)

[☞ 熱中症予防のための情報・資料サイト](#)

[☞ リーフレット](#)

[☞ 令和6年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況](#)

[☞ 三重労働局熱中症特設ページ](#)

【厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課】

【三重労働局 労働基準部 健康安全課】

(2025. 4. 8)

○「建設業の皆様へ」

令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進について

業種別で見た建設業における労働災害の発生割合は、全産業中で最も高くなっています。

厚生労働省では、従前より、労働安全衛生法令に基づく措置の徹底、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(建設職人基本法)」に基づく「[建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画](#)」に定める各種施策を実施することにより、建設業における安全衛生活動の促進等を図ってきたところですが、労働災害の着実な減少に向け、更なる労働災害防止対策の推進が求められています。

この度、「**令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項**」が定められましたので、ご確認いただき、これら対策の【**事業者が行う事**】の着実な実施をお願い致します。

[☞ 「令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」](#)



(2025. 4. 14)

○「四日市労働基準監督署管内における、 令和6(2024)年の労働災害統計の確定値が発表されました」

[【 桑名労働基準協会HP > 災害発生状況 > 令和6\(2024\)年 1月1日 ~12月31日【確定値】 】](#)

※ 「災害発生状況」コーナーのデータを更新しました

●令和6(2024)年 災害統計 の「確定値」が発表されました

●令和7(2025)年 3月末 までの「速報値」が発表されました

【四日市労働基準監督署 安全衛生課】

(2025. 4. 14)